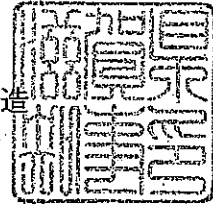




滋 琵琶 保 再生 第 233 号
令和 3 年(2021 年) 6 月 4 日

滋賀県環境審議会会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



第 8 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について (諮問)

湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)第 4 条第 1 項に基づく琵琶湖に係る湖沼水質保全計画については、昭和 61 年度に第 1 期計画を策定して以来、5 年ごとに見直しを行っており、平成 28 年度に策定した第 7 期計画は、令和 2 年度をもって計画期間の満了を迎えました。これに伴い、今年度に第 7 期計画の評価をふまえ、第 8 期計画の策定を行うこととしています。

つきましては、第 8 期計画の策定に当たり、貴審議会の意見を伺います。

湖沼水質保全特別措置法（抜粋）（昭和 59 年法律第 61 号）

（湖沼水質保全計画）

- 第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めなければならない。
- 2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあっては、関係都府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。
- 3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。
- 一 湖沼水質保全計画の計画期間
 - 二 湖沼の水質の保全に関する方針
 - 三 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。
 - 四 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること。
- 4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条 において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に協議するとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。
- 7 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

湖沼水質保全基本方針（抜粋）（環境省告示第 29 号）

1 湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項

湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく湖沼水質保全計画は、①から③に係る調査検討を経て、④及び⑤により策定するものとする。

- ① 湖沼特性を踏まえ、望ましい湖沼の水環境及び流域の状況等に係る将来像を明らかにした長期ビジョンについて関係機関や関係者と共有すること。
- ② 法第 7 条第 1 項の水質項目に関し、現状における指定湖沼の水質及び指定地域内において公共用水域に排出される汚濁負荷量を把握するとともに、人口、産業等の動向を勘案して将来における汚濁負荷量の推移を推計し、これに伴う指定湖沼の水質への影響を予測すること。その際には、可能な限り指定地域内の水環境の状況や汚濁負荷

発生源を的確に把握すること。

- ③ 指定湖沼における水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間を設定し、当該計画期間内に指定地域において実施することが可能な水質保全対策を総合的に検討し、これによる水質保全上の効果を推計すること。その際には、水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策も検討の対象とすること。
- ④ 湖沼水質保全計画においては、計画期間、計画期間内に達成すべき目標、目標を達成するために実施すべき対策を盛り込むこと。

計画期間については、湖沼特性等を踏まえ、関係する諸計画との整合性を図りつつ、適切な期間を設定し、5年を超える長期の期間とする場合には、5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。

また、計画の目標及び対策と長期ビジョンとをつなぐ道筋を示すこと。

対策に関しては、対策ごとに可能な限り定量的な目標を設定することとし、定性的な目標を設定した場合であっても、具体的な実績を把握することにより、可能な限り対策の効果を定量的に評価できるようにすること。また、対策については、可能な限り実施主体、実施時期、対策地域、対策内容を明記すること。その際には、行政主体の対策だけでなく、地域住民等の関係者による取組及び関係主体の協働による取組も計画の中に位置付けること。

- ⑤ 湖沼水質保全計画の策定に当たっては、指定湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能の確保に関する行政施策に十分配慮するとともに、指定地域の開発に係る諸計画について十分配慮し、これら諸計画との整合が図られるようにするものとする。また、流域別下水道整備総合計画が定められている場合にはこれに適合して下水道の整備に関する事項を定める等指定湖沼の水質保全対策に関連する諸計画との整合が図られるようにするものとする。

また、計画の策定に当たっては、指定地域の住民等の意見を広く聴取するものとする。さらに、計画に基づく事業の実施及び計画の評価の段階において、指定地域の住民等が参加できる仕組みを構築するよう努めるものとする。

2 流出水対策地区の指定に関する基本的事項

法第25条に規定する流出水対策地区は、流出水対策を重点的、集中的に進めていくため、次に定めるところにより指定するものとする。

- ① 流出水の汚濁負荷量の指定湖沼の汚濁負荷量に占める割合が大きい地区であって、汚濁負荷削減対策を実施することが可能な地区について順次指定を行うこと。なお、流出水対策地区の指定に当たっては、森林等自然的負荷のみの流出と認められる地区は対象としない。
- ② 流出水対策地区は、一の流入河川の流域等のまとまった流域を最大限として指定すること。
- ③ 流出水対策地区の指定に当たっては、地域住民等の理解が得られるように努めること。

環境基本法（抜粋）（平成5年法律第91号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

「第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の策定概要（案）

1 経過

昭和61年度（1986年度）に第1期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画を策定して以来、5年ごとに見直しを行っており、平成28年度（2016年度）に策定した第7期計画は令和2年度（2020年度）をもって計画期間の満了を迎えた。これに伴い、今年度に第7期計画の評価をふまえ第8期計画の策定を行う。

2 湖沼水質保全計画

（1）根拠法令

湖沼水質保全特別措置法第4条

（2）概要

湖沼における水質環境基準（COD、全窒素、全りん）の確保を目途としつつ、計画期間内に実施することが可能な水質保全対策を総合的に検討し、水質保全上の効果を推計することにより、計画的に湖沼の水質保全対策の推進を図る。

（3）第8期計画の主な記載事項

① 計画期間

令和3年度～令和7年度（5カ年）

② 水質保全方針

重点的または新たな取組等（第7期の評価を踏まえ検討）

③ 計画期間内に達成すべき目標

水質保全方針に基づく取組等を踏まえた水質の将来予測を実施

④ 水質の保全に資する事業

下水道、し尿処理施設、浄化槽、廃棄物処理施設、浚渫等の湖沼浄化対策等

⑤ 水質の保全のための規制その他の措置

工場・事業場の排水対策、生活排水対策、流出水対策、水草対策、ヨシ群落の保全等

⑥ その他水質の保全のために必要な措置

水質監視、調査研究、生態系の保全、環境学習、地域住民との協働等

3 第8期計画の検討課題

令和3年3月に策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」等を踏まえ、第8期計画への反映について検討する主な課題は、次のとおり。

① 赤野井湾流域流出水対策地区における更なる汚濁負荷削減対策の推進

② 琵琶湖北湖の全層循環の未完了や南湖における植物プランクトンの大繁殖等の気候変動の影響と思われる現象の対策等に向けた調査研究等の推進

③ 良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向けた水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法の検討

④ 琵琶湖におけるプラスチックごみやマイクロプラスチックの増加の防止

